

令和6年度高齢者及び外国人雇用に係る企業向けアドバイザー派遣事業 業務委託仕様書

1 事業目的

本事業では、人口減少社会が急速に進展し県内企業の労働力不足が深刻となっているなか、就労を希望する高齢者（概ね 55 歳以上）や外国人材などの多様な人材の能力が活用される職場環境づくりに取り組むことによって、労働力不足の解消につなげることを目的とします。

具体的には、労働力不足の解消に取り組む県内企業に対して社会保険労務士等の専門的なアドバイザーを派遣し、企業の状況やニーズ等をふまえ、高齢者や外国人などの多様な人材の受入れや定着支援を行うための助言・指導等を行うことにより、県内企業の労働力確保や生産性向上につなげます。

2 契約期間

契約の日から令和7年3月14日（金）まで

3 委託業務の内容

(1)アドバイザーの派遣

受託者は、アドバイザーの派遣を希望する事業所を募集のうえ、6月下旬には派遣開始すること。

また、三重県が実施する他事業と積極的に連携を図るなど、事業効果を高める工夫を行うこと。

ア 対象事業所

募集対象事業所は、アドバイザー派遣を希望する県内企業（三重県内に事業所がある企業を含む）であること。また、取組成果をモデル事例として公表することに承諾できる企業。

なお、県内企業の選定にあたっては、県内の地域性・業種も考慮すること。

イ 事業所募集の広報及びモデル事例の周知広報について

(ア) 事業所募集の広報及び広報資料作成

5月下旬には、チラシの作成・配布・ホームページ等により、広く効果的に広報活動を開始し、事業所を募集すること。また、チラシについては、1,000部以上を作成し、商工団体等への訪問もおこなって周知すること。

(イ) モデル事例の周知広報について

後述(1)オ（ウ）のモデル事例について、県内企業に対して周知広報を行うこと。

ウ 派遣場所

原則、アドバイザーが派遣先事業所に出向くこと。

ただし、派遣先企業が希望する場合は、Web会議システムを利用して実施すること。なお、Web会議システムの利用環境等の確保は、受託者の責任において、実施すること。

また、必要に応じて、メールや電話等によるフォローを実施すること。

エ アドバイザー及び支援内容

当事業についてのアドバイザーを用意し、事業所からの要望に応じ、速やかに、次の内容の助言をすること。

- ・ 高齢者雇用又は外国人雇用に向けた業務の切り出し
- ・ 高齢者雇用、外国人雇用又は人材定着に向けた職場環境の改善
- ・ 高齢者雇用又は外国人雇用に向けた採用方法の工夫・見直し（外国人雇用に向けた在留資格の手続き等含む）
- ・ 高齢者雇用、外国人雇用又は人材定着に向けた社内体制構築、就業規則や各種規定

の見直し

- ・ 県が別途実施する「高齢者雇用に関するセミナー」や「外国人材の受入環境整備セミナー」について、企業の状況やニーズに応じて周知すること
- ・ その他高齢者雇用又は外国人雇用の促進に関すること

オ 管理調整業務

本事業の実施にあたり、次の管理調整業務を実施すること。

(ア) 業務の進捗を管理し、アドバイザー派遣による成果（助言したことや、助言による事業所の高齢者雇用又は外国人雇用に向けた取組状況の変化）や課題等をまとめた業務報告書を、委託者の指示により提出すること。

(イ) アンケート結果の報告

来年度以降の事業の参考にするため、対象事業所に対して満足度等を測定するためのアンケート調査を実施し、結果を業務報告書内に取りまとめること。なお、アンケート項目については、県と協議の上、決定すること。

(ウ) モデル事例の提出

受託者は、アドバイザー派遣による派遣先企業での取組みの中で、優良取組を5つ程度選定し、「モデル事例」としてとりまとめ、下記3(2)に定める期日までに県へ提出すること。なお、内容については県と協議のうえ決定すること。

(2) 提出書類

次の表に掲げる書類を提出すること。

提出物一覧表

| 提出物 | 期日 | 媒体 | 備考 |
|-----------|------------------|-------|----|
| (1) 業務報告書 | 令和7年3月14日 (金) | 紙 | |
| (2) モデル事例 | 令和7年3月14日 (金) | 電子データ | |

4 アドバイザーの要件

アドバイザーは、以下の要件を満たす者とする。

なお、社会保険労務士等の資格を有していることが望ましい。

(この要件を満たしていることは提出された企画提案書で確認します。)

- ・ 高齢者雇用又は外国人雇用に関する知識があり、過去に高齢者又は外国人が働きやすい職場づくり等に関するセミナーや研修等の講師としての実績があること。
- ・ 高齢者又は外国人が働きやすい職場づくりについて助言した実績を有すること。

5 成果指標

(1) アドバイザー派遣先事業所数・回数

派遣先事業所数は40か所以上とし、派遣回数は1事業所あたり原則2回以上とする。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

7 委託料の支払方法、時期等

- (1) 委託料の支払は、原則、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。ただし、県が必要と認める場合は、受託者は前金払いを請求することができる。
- (2) 前記5の成果指標に満たない場合は、協議により派遣先企業数及び派遣回数に応じて、必要となる経費の実費相当分を委託料から減額をする場合がある。
- (3) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払停止若しくは既に支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還するものとする。また、上記により契約を解除した場合には、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

8 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

9 受託上の留意点

- (1) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- (3) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- (5) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (6) 受託者は、その他関係法令を順守すること。

10 その他特記事項

- (1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物

のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- (8) 企画提案コンペに係る選定の効果は、令和6年度当初予算発効時において生じるものとする。

11 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課

地域雇用・勤労者福祉班

TEL：059-224-2461

FAX：059-224-3024

E-mail：syurou@pref.mie.lg.jp

担当：市川・三枝（みえだ）